

○内閣府令第 号

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六条第一項の規定に基づき、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

送 出 先	送 出 先
別紙様式第 1 号 (法第 6 条第 1 項) (日本産業規格 A 4) 中 間 資 産 査 定 等 報 告 書 [年 9 月 末 現 在] 内閣総理大臣 殿 年 月 日 住 所 金融機関名 代 表 者 年 9 月 30 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [表略] (記載上の注意) [略] (備考) 銀行法第 24 条第 1 項又は株式会社商工組合中央金庫法 (平成 19 年法律第 74 号) 第 57 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による中間資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。 別紙様式第 2 号 (法第 6 条第 1 項) (日本産業規格 A 4) 資 産 査 定 等 報 告 書 [年 3 月 末 現 在] 年 月 日	別紙様式第 1 号 (法第 6 条第 1 項) (日本産業規格 A 4) 中 間 資 産 査 定 等 報 告 書 [年 9 月 末 現 在] 内閣総理大臣 殿 年 月 日 住 所 金融機関名 代 表 者 年 9 月 30 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 [同左] (記載上の注意) [同左] [加える。] 別紙様式第 2 号 (法第 6 条第 1 項) (日本産業規格 A 4) 資 産 査 定 等 報 告 書 [年 3 月 末 現 在] 年 月 日

内閣総理大臣 殿	住 所 _____ 金融機関名 _____ 代 表 者 _____
年 3 月 31 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。	年 3 月 31 日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。
(記載上の注意) [略]	(記載上の注意) [同左]
(備考) 銀行法第 24 条第 1 項 (信用金庫法第 89 条第 1 項及び協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する場合を含む。)又は株式会社商工組合中央金庫法第 57 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。	[加える。]
備考 第 24 条第 1 項の記載は、記載しない。	

附 則

この府令は、公布の日の翌日から施行する。